

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で感染が拡大し、我々の日常生活や社会経済に大きな被害をもたらすとともに、医療従事者や病床の不足によって医療崩壊の危機に直面するなど、想定外の事態も発生した。

また、今後30年以内に、高い確率で「首都直下地震」や「南海トラフの巨大地震」の発生が予測されているが、東日本大震災の際には、道路を塞ぐ震災瓦礫の撤去の遅れのため支援物資の輸送にも遅れが生じるとともに、被災した地方自治体の機能停止も問題となった。また、本年元日に発生した令和6年能登半島地震においては、水道や道路など被災地のインフラに甚大な被害が生じ、現在も広い範囲で断水が続くなど、多くの被災者が、今もなお厳しい状況での生活を余儀なくされている。

我が国においては、これまで、感染症や大震災などの緊急事態に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法や災害対策基本法などによって対処してきたが、今後、より深刻な感染症や大規模な自然災害等が発生した場合は、従来の法体系では対応できなくなるおそれがある。

感染症は全国的に影響を及ぼし、自然災害はどの地方自治体であっても被災地になり得る。したがって、感染症や自然災害など緊急事態に強い社会をつくるための法整備を進めることは、我が国の喫緊の課題であり、国会において建設的な論議に取り組まれるべきである。

よって、国においては、緊急事態に対応できる国づくりに向け、国会において建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望する。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛